早稲田実業学校校友会　新卒者維持費に関する内規

（主旨）

第１条　この内規は、入会金・維持費規程第6条に基づいて定めるものであり、新卒者の維持費納入については、この内規に従う。

（維持費納入の時期）

第２条　新卒者の維持費は、その者が卒業を予定している学年の最終の学費等とともに、

本人又はその保護者が納入するものとする。

（維持費の返還）

第３条　本会は、次の各号に掲げる場合には、納入された維持費を返還するものとする。

（1）維持費納入済みの新卒予定者が、退学、除籍等の事由により会員になることができなかった場合。

（2）新卒予定者の保護者等が家計急変など特段の事情により、その保護者等から校友会に対して、維持費返還の請求がされた場合。

（3）新卒者である会員が、卒業後１０年以内に校友会に対し維持費の返還を請求した場合で、やむを得ない事情があると認められる場合は、次に定める算式により算出した額を返還する。この場合において、返金する金額を減額する対象年度は、維持費納入済みとなった会計年度から起算して、その会員が維持費返還請求手続きを行った会計年度までとする。

算式　（納入済み維持費）－（減額する対象年度の数×４０００円）

（説明責任）

第４条　新卒者の維持費納入については、その者及びその保護者等に対し、早稲田実業学校高等部の入学時より、次の各号に定める方法等で説明するものとする。

（1）入試要項、入学手続書類等にその旨等を明記すること。

（2）入学後は、校友会活動の周知に努めること。

（3）その他必要に応じた方法等によって周知に努めること。

付則

この内規は、２０２４年４月１日より施行し、２０２６年４月１日より適用する。